

国民年金のお知らせ

国民年金法で定める被保険者について

国民年金法で定められている被保険者の範囲に該当すれば、本人の意思に関係なく被保険者となります。

○被保険者の種別

第1号被保険者…日本に住む20歳以上60歳未満の方で、第2号や第3号に該当しない方（農業従事者や自営業者、学生など）

※外国人の方も一定の要件をみなすと第1号被保険者となります。

第2号被保険者…会社や役所等にお勤めの方で、厚生年金保険に加入されている方。（公務員や会社員など）

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

○任意加入被保険者

強制加入者ではない海外在住者、あるいは年金を受給するために必要な資格期間が足りない方は、本人の希望により加入することができます。

年金の受給権確保や年金増額を目的として、加入することができる方は下記のとおりです。

- ・日本国籍を有し、海外に居住する20歳以上65歳未満の方
- ・日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
- ・20歳以上60歳未満で日本国内に住所があり、老齢年金を受けられる方

年金の受給権確保のみを目的として、加入することができるものは下記のとおりです。

- ・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住所のある方又は海外に居住する方

★今年度最後の年金相談日のお知らせ★

12月6日（木）

場所 福島町役場

時間 午前10時～12時・午後1時～3時

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、12月3日（月）正午までに、下記の内容を町民課年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。

- ・氏名 ・基礎年金番号 ・住所 ・相談したい内容 ・年齢 ・配偶者の有無
 - ・日中に連絡のとれる電話番号
- （年金事務所から内容確認のため、連絡する可能性があります）

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 0139-47-4681（直通）
函館年金事務所 ☎ 0138-82-8001